

○豊中市伊丹市クリーンランド聴聞及び弁明の 機会の付与の手続に関する規則

制定 平成19年3月29日 規則第1号

改正 平成20年3月6日 規則第1号

令和7年3月31日 規則第2号

令和8年8月6日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊中市伊丹市クリーンランド行政手続条例（平成19年組合条例第2号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則の用語の意義は、条例の定めるところによる。

(聴聞の通知)

第3条 条例第15条第1項の規定による通知は、聴聞の期日の2週間前までに聴聞通知書（様式第1号）により行わなければならない。

2 条例第15条第4項の公示の方法による通知は、公示送達書（様式第2号）により行うものとし、同項の同条第1項各号に掲げる事項を記載した書面（以下「交付書面」という。）は、聴聞通知書によるものとする。

(聴聞の期日の変更)

第4条 当事者は、管理者又は管理者から権限の委任を受けた者（以下「管理者等」という。）が条例第15条第1項の規定による通知又は条例第15条第4項の公示の方法による通知をした場合において、やむを得ない事情があるときは、管理者等に対し、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。

2 管理者等は、前項の規定による申出に理由があると認めるときは、聴聞の期日を変更することがある。

3 管理者等は、前項の規定により聴聞の期日を変更する場合のほか、職権で、聴聞の期日を変更することがある。

4 管理者等は、前2項の規定により聴聞の期日を変更したときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人（当該変更時までに条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。）に通知しなければならない。

(関係人の参加の通知等)

第5条 条例第17条第1項の規定により主宰者が関係人に対し、聴聞に関する手続に参加することを求めるときは、当該聴聞の期日の1週間前までに通知しなければならない。

2 条例第17条第1項の規定による許可を受けようとする関係人は、聴聞の期日

までに、関係人参加許可申請書（様式第3号）を主宰者に提出しなければならない。

- 3 主宰者は、条例第17条第1項の規定により参加を許可したときは、速やかに、その旨を当該関係人に通知しなければならない。

（文書等の閲覧又は写しの交付請求等）

第6条 条例第18条第1項の規定により閲覧を求め、又は条例第38条第1項（同項中第29条において第18条第1項の規定を準用する場合を除く。）の規定により写しの交付を求めようとする当事者等は、資料閲覧等請求書（様式第4号）を管理者等に提出しなければならない。

- 2 管理者等は、前項に規定する閲覧又は写しの交付（以下「閲覧等」という。）を承認したときは、その場で閲覧等をさせる場合を除き、速やかに、その閲覧等の日時及び場所を当該当事者等に通知しなければならない。この場合において、管理者等は、聴聞の審理における当事者等の意見陳述の準備を妨げることのないよう配慮しなければならない。

- 3 条例第18条第2項（条例第38条第1項の規定により写しの交付を求めることができる場合を含む。）の規定により閲覧等を求めようとする当事者等は、口頭で行うことができる。

- 4 管理者等は、前項の閲覧等の求めがあった場合において、当該審理において閲覧等をさせることができないとき（条例第18条第1項後段（条例第38条第1項後段の規定を含む。）の規定により拒む場合を除く。）は、その閲覧等の日時及び場所を指定し、当該当事者等に通知しなければならない。

- 5 前項の場合においては、主宰者は、条例第22条第1項の規定により新たな期日を定めるときは、当該閲覧等の日以後の日を定めなければならない。

（主宰者の指名）

第7条 条例第19条第1項の規定による指名は、聴聞の通知の時までに行わなければならない。

- 2 主宰者が条例第19条第2項各号のいずれかに該当するに至ったときは、管理者等は、速やかに、新たな主宰者を指名しなければならない。

（補佐人の出頭の許可等）

第8条 条例第20条第3項の許可を受けようとする当事者又は参加人は、補佐人出頭許可申請書（様式第5号）を主宰者に提出しなければならない。ただし、条例第22条第2項（条例第25条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって既に受けた許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。

- 2 主宰者は、条例第20条第3項の許可をしたときは、速やかに、その旨を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

- 3 補佐人の陳述で、当該当事者又は参加人が直ちに取消さないものについては、自ら陳述したものとみなす。

(聴聞の期日における陳述の制限及び秩序維持)

第9条 主宰者は、聴聞の期日に出頭した者の陳述が、既にした陳述と重複するとき、審理と関係ない事項にわたるときその他適当でないと認めるときは、これを制限することができる。

2 主宰者は、聴聞の期日における審理の秩序を維持するため、審理を妨害し、又はその秩序を乱す者に対し退場を命ずる等適当な措置を講ずることができる。

(聴聞の期日における審理の公開)

第10条 管理者等は、聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、その聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

2 前項の場合において、管理者等は、当事者及び参加人（その時までに条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。）に対し、速やかに、その旨を通知しなければならない。

(聴聞調書及び報告書の記載事項)

第11条 条例第24条第1項の規定による調書の作成は、聴聞調書（様式第6号）により行わなければならない。

2 聴聞調書には、書面、図画、写真その他主宰者が適当と認めるものを添付してその一部とすることができる。

3 条例第24条第3項の規定による報告書の作成は、報告書（様式第7号）により行わなければならない。

(聴聞調書及び報告書の閲覧又は写しの交付請求等)

第12条 条例第24条第4項の規定により閲覧を求め、条例第38条第2項の規定により写しの交付を求めようとする当事者又は参加人は、聴聞調書閲覧等請求書・報告書閲覧等請求書（様式第8号）を、聴聞の終結前にあつては聴聞の主宰者に、聴聞の終結後にあつては管理者等に提出しなければならない。

2 主宰者又は管理者等は、前項に規定する閲覧等を求められたときは、その場で閲覧等をさせる場合を除き、速やかに、その閲覧等の日時及び場所を当該当事者又は参加人に通知しなければならない。

(弁明の機会の付与の通知)

第13条 条例第28条第1項の規定による通知は、条例第28条第1項の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その期日。以下「提出期限等」という。）の2週間前までに弁明の機会の付与通知書（様式第9号）により行わなければならない。

2 条例第29条において準用する条例第15条第4項の公示の方法による通知は、公示送達書により行うものとし、同項の交付書面は、弁明の機会の付与通知書によるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第14条 第4条の規定は口頭による弁明の機会の付与について、第6条第1項

及び第2項の規定は弁明の機会の付与について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第4条第1項	条例第15条第1項	条例第28条第1項
	条例第15条第4項	条例第29条において準用する市条例第15条第4項
	聴聞の期日	出頭すべき日時
第4条第2項 及び第3項	聴聞の期日	出頭すべき日時
第4条第4項	聴聞の期日	出頭すべき日時
	当事者及び参加人（当該変更時までに条例第17条第1項の規定による求めを受諾し、又は許可を受けている者に限る。）	当事者
第6条第1項	条例第18条第1項	条例第29条において準用する条例第18条第1項
	条例第38条第1項（同項中第29条において第18条第1項の規定を準用する場合を除く。）	条例第38条第1項（同項中第29条において第18条第1項の規定を準用する場合に限る。）
	当事者等	当事者
第6条第2項	当該当事者等	当事者
	聴聞の審理における当事者等	当事者

（公示事項を不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く方法）

第15条 条例第15条第4項（条例第29条において読み替えて準用する場合を含む。）の規則で定める方法は、行政手続法第15条第4項等に規定する総務省令で定める方法を定める省令（令和7年総務省令第103号）に定める方法とする。

（写しの交付部数等）

第16条 この規則又は条例第38条の規定による写しの交付は、請求1件について3部以内とする。

2 この規則による写しの交付に係る写しの作成及び送付に要する費用は、当該写しの交付を受ける者から徴収する。

3 前項の費用又は条例第38条に規定する写しの作成及び送付に要する費用の額は、次の表のとおりとする。

区 分	方 法	金 額
-----	-----	-----

写しの作成	乾式複写機による複写	用紙 1 枚につき10円
写しの送付	郵便	郵便料金の額

附 則

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 3 月 6 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月31日規則第 2 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 8 月 6 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。